

「永年勤続者に旅行券を支給」の際 所得税が課税されない為の条件

一般的に、旅行券は有効期限もなく、換金性もあり、実質的に金銭を支給したことと同様になりますので、原則として給与等として課税されます。ただし、次の要件を満たしているなど、実質的に金銭を支給したことと同様と認められない場合には、課税しなくて差し支えありません。

- (1) 旅行の実施は、旅行券の支給後1年以内であること。
- (2) 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なものであること。
(海外旅行を含みます。)
- (3) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項（旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等）を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して貴社に提出すること。
- (4) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部または一部を使用しなかった場合には、その使用しなかった旅行券は貴社に返還すること。

(所基通36-21、昭60直法6-4)

国税庁No.2591